

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

当市は地形的に、中央部から西側の台地を除いては、全般的に丘陵山間地帯で傾斜地の多い耕地となっており、菱田川流域には、野井倉、蓬原及び上水流の広大な水田が開け、稲作地帯となっている。台風通過の頻度が高く、年間降雨量は2,000～3,000ミリメートル前後に達し、台風、豪雨による土砂崩壊や田畑の冠水、家屋浸水などの災害が多い。自然的地勢条件が水に対して極めて弱いシラス、ボラなどの火山灰土壌が多くを占める上、急傾斜地や安楽川・菱田川をはじめとする主要な河川が流れるなど、大雨による水害及び山腹崩壊、土砂災害を受けやすい地形地質となっている。

(洪水・津波：志布志市地域防災計画)

本市に最も大きな被害をもたらすものと想定されるものは南海トラフ巨大地震で、発生した場合、地震発生後36分以内に1メートルの津波が志布志湾に到達し、当市沿岸では、最大7メートルの津波が予想されている。

(土砂災害：志布志市地域防災計画)

当市の地域防災計画によると、被害想定区域内に人家等が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある土石流危険渓流Iは37箇所、急傾斜地崩壊危険箇所Iは120箇所が指定されている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で35.2%以上の確率で発生すると言われ、沿岸部を中心に液状化の危険性が指摘されている。

(その他)

当市は、台風通過の頻度が高く、人の被害や建物、船舶、道路、堤防、田畑の被害等過去に多くの被害が発生している。

明治以降で最も被害が大きかったものは、明治19年9月23日の台風接近による漁船遭難、大正14年7月24日の台風接近による家屋倒壊、漁船遭難、その他にも昭和39年9月24日の台風20号、そして戦後最大級の台風と呼ばれた平成5年9月3日の台風13号などが挙げられる。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

当市の志布志港は、九州唯一の国際バルク戦略港湾に選定され、穀物貯蔵施設、配合飼料製造業や運送業などの企業立地が進んでいる。また、志布志—大阪航路フェリーの発着港でもあり、後背地の大隅半島をはじめとした南九州地域の玄関口として機能している。当市の商業は古くから港を中心に漁業とともに栄え発展してきたことから、港湾の周辺には小売業、飲食業を中心とした商業地域が形成されている。

一方、平野部においては、菱田川の流域に開けた水田やシラス台地の畑地など、広大な農地と温暖な気候を生かした特色ある農業や畜産が盛んである。特に、いちご、ピーマン、茶、さつまいも、肉用牛、豚、ブロイラーなどの農畜産物、養殖うなぎなどの水産物、さかき、しきみなどの特産物の生産も盛んであり、その中でも、茶、肉用牛や豊富で良質な水資源を活

用した養殖うなぎは、国内トップクラスの生産量を誇っている。

商工会実態調査における業種構成においては、比率の高い順からサービス業(38%)、小売・卸売業(25%)、建設業(14%)、製造業(11%)となっている。

・商工業者等数 1,289人(令和8年4月現在)

・小規模事業者数 1,090人(令和8年4月現在)

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)	
商工業者	建設業	178	163	町内に各地区に広く分散しており、一部の地区においては土砂災害のリスクがある。
	製造業	145	115	菓子・水産加工業は津波被害、製茶業は土砂災害が想定される地区に多く見られる。
	卸小売業	326	259	志布志地区は津波被害が想定される箇所が多く、松山有明地区の一部は土砂災害のリスクがある。
	サービス業	497	453	志布志地区の商業集積地に多く存在し、震災時に大きな津波被害が想定される。
	その他	143	100	港湾や観光関係が志布志地区に多く、津波被害が有明地区の養鰻業は土砂災害が想定される。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・ 標高表示板等、津波避難用ソーラーライトの設置
- ・ 防災行政無線のデジタル化、避難経路等整備
- ・ 「志布志市地震・津波避難に備えて(津波避難マニュアル)」、「志布志市津波避難計画」、「志布志市南海トラフ地震防災対策推進計画」の作成
- ・ 「志布志市沿岸津波防災マップ」の作成・各戸配布
- ・ 小学校における防災教育の実施
- ・ 独自の津波シミュレーションの実施
- ・ 市長を本部長とする志布志市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して、全庁的な危機管理対応

2) 当会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 鹿児島県火災共済協同組合、東京海上日動火災保険株式会社鹿屋支社、有限会社エノキヤ保険事務所(東京海上日動火災保険株式会社の代理店)、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社鹿屋支社と連携した損害保険への加入推進

II 課題

志布志地区の中心部が浸水被害、津波被害が大きく想定されているにも関わらず、災害時の準備・備えがなされていない事業所が見られ、特に小規模事業者が多い。

当会においても、沿岸部に位置し、同様に災害が想定されるものの、現状、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨やこまめな手洗い、うがい、必要時のマスクの着用や咳エチケットなどの感染対策の徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液、検温器等の衛生品の備蓄、災害などのリスクによって発生した損失を抑える財務面での対策として保険の必要性を周知することが

必要である。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

Ⅲ 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連携体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・ 発災後、速やかな復興支援が行えるよう、また地域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがない。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行なえるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 平成25年に当市が策定した「志布志市地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や志布志市広報、ホームページ、SNS 等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取り組み可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組みの推進や効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、検温器や事務所内の換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

○災害リスクの周知に関する目標

項 目	現状	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
専門家派遣	0	4	4	4	4	4
セミナー開催件数	5	1	1	1	1	1
事業者 BCP 策定件数	10	10	10	10	10	10

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は令和2年に事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体との連携

- ・鹿児島県火災共済協同組合、東京海上日動火災保険株式会社鹿児島支店鹿屋支社、有限会社エノキヤ保険事務所（東京海上日動火災保険株式会社の代理店）、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社鹿屋支社と BCP 策定関連の巡回指導時に同行訪問を依頼し、自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・東京海上日動火災保険株式会社鹿児島支店鹿屋支社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした「事業継続力強化計画」支援セミナー、「簡易版 BCP」作成ミニワークショップセミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関（志布志市漁業協同組合、あおぞら農業協同組合、そお鹿児島農業協同組合本所・松山支所・志布志支所、曾於地区森林組合等の市内各種団体）への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認
- ・毎年度、志布志市と協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。協議結果は、役員会へ報告した上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HP への掲載やチラシによる周知をし、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

○事業者 BCP 等の取組状況の確認について

項 目	現状	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
事業者 BCP フォローアップ件数	5	5	5	15	25	35

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度 6 弱の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」がでた場合は、志布志市における感染症対策本部設置に基づき当会に

よる感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

被害状況の報告の基準は以下の通り。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヵ月	1日に1回共有する
1ヵ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

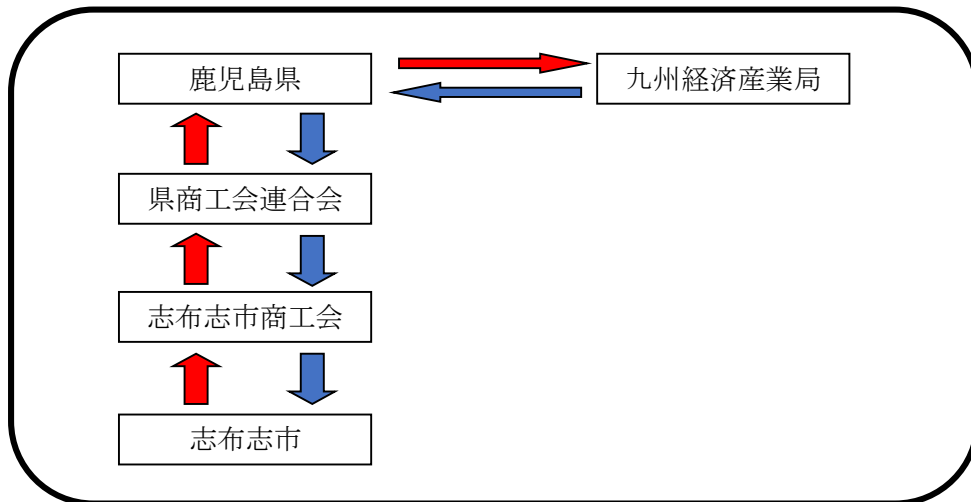
- ・ 自然災害発生時に地区の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会は被害状況を県が指定する様式①に記載し、鹿児島県商工会連合会を通じて、鹿児島県商工政策課へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を鹿児島県の指定する方法にて当会又は当市より鹿児島県へ報告する。

策定者：
 電話番号：

メールアドレス：

事業所名	住所	業種 <small>※任意</small>	従業員数 <small>※任意</small>	被害額 <small>※被害の発生に 応じた額、 おおよそで可</small>	(被害額内訳) 単位：千円				被害状況 <small>※任意 ※被災状況がわかる内容があれば、</small>
					土地 <small>(増築・移築除 費・整地費) (事業所設置の種 別)</small>	建物 <small>(事業所設置に関 与)</small>	機械設備	商品、原材料、 什掛品等	
1				0					
2				0					
3				0					
4				0					
5				0					
6				0					
7				0					
8				0					
9				0					
10				0					
11				0					
12				0					
13				0					
14				0					
15				0					
16				0					
17				0					
18				0					
19				0					
20				0					

・当会と当市が共有した情報を、鹿児島県が指定する方法（下図）にて鹿児島県商工会連合会を通じて鹿児島県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当会と当市にて協議を行う。当会は、国の依頼を受けた場合や県商工会連合会から指示があった場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し、支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣

- 等を、鹿児島県商工会連合会を通じて、鹿児島県、全国商工会連合会等に相談する。
- ・連携先の保険加入者リストを徴収し、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

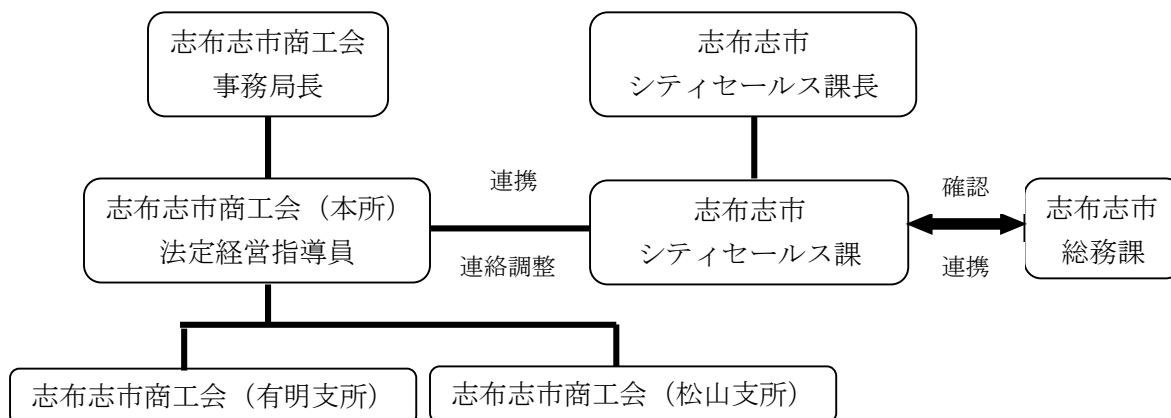
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年4月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員（以下「法定経営指導員」という。）による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該法定経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 河野 正文 （連絡先は後述（3）①参照）

②当該法定経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

志布志市商工会

〒899-7103 鹿児島県志布志市志布志町志布志 3225-5

TEL : 099-472-1108 / FAX : 099-472-0939

E-mail : shibushi-s@kashoren.or.jp

②関係市町村

志布志市 シティセールス課 おもてなしグループ

〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志 2丁目1番1号

TEL : 099-472-1111 / FAX : 099-473-2203

E-mail : sales2@city.shibushi.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	390	390	390	390	390
・専門家派遣費	200	200	200	200	200
・協議会運営費	20	20	20	20	20
・セミナー開催費	120	120	120	120	120
・チラシ製作費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
(1) 鹿児島県火災共済協同組合 代表者：理事長 小正 芳史 住 所：鹿児島県鹿児島市城山町1番24号 鹿児島県中小企業会館3階
(2) 有限会社エノキヤ保険事務所 代表者：代表取締役 榎屋 瑞子 住 所：鹿児島県志布志市志布志町志布志1357-10
(3) 東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島支店 鹿屋支社 代表者：支社長 宮城 尚 住 所：鹿児島県鹿屋市新川町600番地 鹿屋商工会議所会館5階
(4) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 鹿児島支店 鹿屋支社 代表者：支社長 井高 知篤 住 所：鹿児島県鹿屋市新川町645番地
連携して実施する事業の内容
1. 事前の対策 ・自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について巡回指導、窓口指導時に担当者が同行し、説明する。 ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 2. 地区内小規模事業者に対する復興支援 ・保険加入者リストを徴収し、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う。
連携して事業を実施する者の役割
(1) 鹿児島県火災共済協同組合 事前の対策において、事業者の財務状況やリスクに応じた休業補償、水災補償等の損害保険・共済の情報を担当者が保険取扱のプロとして提供し、その事業所に合った保険に加入することで災害に備えることができる。 また、災害時においても顧客リストの情報提供を頂くことで、速やかに保険金請求手続きを行うことができ事業者の金銭面の精神的負担を和らげるとともに早期の復興計画の策定が可能となる。 (2) 有限会社エノキヤ保険事務所 (1)と同様の役割に加え、(3)の情報、ノウハウについて仲介を行う。 (3)・東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島支店 鹿屋支社 ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社鹿児島支店 鹿屋支社 事業継続の取組、BCP 作成に関する専門家、セミナーの開催に関する情報やノウハウを提供して頂くことで、事業者にとって災害時に活用度の高いBCP の作成を支援することができる。

連携体制図等

別表4 連携図

